

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
＜編集・発行＞
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



“実はね・・・ 夢でね・・・”

今月ご紹介するのは、国道202号線沿い六本松大通り
バス停そば「インド食堂 チチル&シシリ」。平成25年9
月14日オープン。代表は杉林充英（みつひで）さん、昭
和42年生まれ、石川県出身。



写真左が代表の杉林さん
真ん中が5つ星ホテルの
シェフだったバスネットさん
右が助手のダカールさん

不思議な縁で福岡に来て15年。“いつか人が集う場所を作
りたい！”と願いながら、大名・今泉・赤坂・薬院などい
ろいろな場所を見て回りました。六本松に落ち着いてみて
人の温かさを感じています。お出しする料理はネパールの
5つ星ホテルのシェフが作るものです。お楽しみ下さい。

◎店名の「インド食堂 チチル&シシリ」とは・・・

夫婦でインド・ネパールの旅に出た時に、その料理の豊富
さ、美味しさに驚きました。「**現地の味をそのままに**」を
コンセプトに、親しみを込めて名付けました。

◎チチル&シシリってだれ！

妻の夢に出てきた「幸せを振りまく宇宙人カップル」です。さまざまなメッセージで人
生を豊かにする水先案内人の象徴として命名しました。看板に出ている2人です。

◎この店で大切にしていることを教えてください！

- ①本場のスパイスを使用した身体によい食材
- ②楽しいイベントの開催（音楽ライブ・各種セミナー・イベント）
- ③語り合える心地よい空間



カレーの辛さは7段階あります。お好みのカレーを見つけて下さい！

- 料金
- ・インドカレー定食 ¥790～
 - ・チチル&シシリ定食 ¥890～
 - ・チョウメン（ネパール風焼きそば） ¥690～
 - ・ピリヤニ（インド風炊込みごはん） ¥940～
 - ・ディナーセット ¥1,250～
 - ※ランチ ¥690～、ディナー ¥790～
 - ※テイクアウトOK ※インドビール他 各種



◆インド食堂 チチル&シシリ◆

場 所：福岡市中央区六本松2丁目2-8-1F

営業時間：11：00～15：00（ランチ）

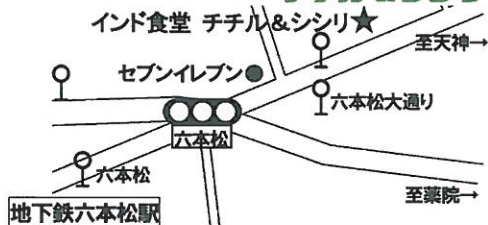
15：00～17：00（カフェ）

17：00～22：30（ディナー）

定休日：不定休 駐車場：2台分あり

TEL：092-717-1447

URL：http://chichiru-and-siciri.com/



☆ ☆ 3月の催し ☆ ☆

日時	催 事 内 容	料 金	お問い合わせ	T E L
3/15 (土)	「背振少年自然の家展」 ——★クラフト教室★—— 木のペンダントやえんぴつ作り ①10：00～12：00 ②13：00～16：00 ※上記の時間中、随時行います♪	有料あり	少年科学文化会館	771-8861
3/16 (日)		会場：少年科学文化会館 1階ロビー 対象：どなたでも。ただし、幼児は保護者同伴必要 スタッフといっしょに工作したり、パネルを見たり… 「背振少年自然の家について楽しく知ろう♪」 ※当日自由参加、無料		
3/22 (土)	「科学体験広場」 …3つの科学工作をするよ！… ○レインボースコープ ○綱渡りやじろべえ ○フロペラシューター		会場：少年科学文化会館 1階学習室 時間：13：00～16：00 対象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 （※難易度に合わせて対象を指定することがあります） 定員：各コーナー100名 ※内容は変わることがあります。	
3/29 (土)	「てづくり教室」 ～つくるもの～ ☆もーもーフリスビー ☆モージェット ☆キラビー ☆タコトンボ ☆ぐるぐる小物入れ		会場：少年科学文化会館 1階学習室 時間：13：00～16：00 ※受付は13：00～15：30 対象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 ※先着順（数に限りあり）。 ※材料費（各50～100円）が必要。 ※内容は変わることがあります。	

フラネタリウム春番組 「太陽に近い星たち」

放映期間：3月1日（土）～5月25日（日）[5月5日（月・祝）と休館日をのぞく]
観 覧 料：高校生 【個人】150円、【団体（30人以上）】1人につき120円
一 般 【個人】200円、【団体（30人以上）】1人につき160円
※ 高校生は必ず学生証または手帳をご呈示ください。
※ 中学生以下の方、福岡市シルバー手帳等をお持ちの方は無料ですが整理券が必要です。
放映開始時刻：日によって異なりますので少年科学文化会館へお問い合わせください。
★ 観覧券・整理券は、各回放映開始10分前から発売・配布します。
★ 幼児は必ず保護者同伴でご観覧ください。



3/11 (火)	「テッサン・色鉛筆水彩画教室 作品展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10：00～17：00 内容/静物や風景などのテッサンと色鉛筆 水彩の作品50点あまりを展示。	無 料	NHKギャラリー	724-7001
3/16 (日)				

分譲賃貸マンション
朝日プラザ大塚II 1F

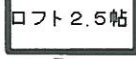
◆間取り.....1LDK (40.57㎡)
◆所在地.....中央区草香江1丁目
◆賃料.....65,000円
◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩3分



リビング広々13帖！
スーパー・コンビニ近くて便利！

賃貸アパート
スカイ・ベース 1F

◆間取り.....1K+ロフト (18.97㎡)
◆所在地.....城南区田島1丁目
◆賃料.....21,000円
◆共益費.....1,000円
◆交通.....別府駅徒歩9分



ロフト付！南向き！
平成26年2月外壁
改装済！

他にも2Fや角部屋の
空もあります！



賃貸マンション
花田ビル 4F

◆間取り.....4DK (68.77㎡)
◆所在地.....城南区鳥飼5丁目
◆賃料.....60,000円
◆共益費.....2,500円
◆交通.....地下鉄別府駅徒歩7分



学区は
鳥飼小学校
城西中学校
です！

南向き！

地下鉄
六本松駅
徒歩7分！

賃貸マンション
サンド海邊ビル 3F

◆間取り.....1DK (30㎡)
◆所在地.....中央区六本松2丁目
◆賃料.....50,000円
◆共益費.....2,500円
◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩1分



スーパー目の前！コンビニ隣接！
駅・バス停徒歩1分の立地！
女性専用マンション！

上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H26/3月末 媒介

(公社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号
地域密着型不動産業ジャパンでスマイル！

(株) ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com



～ 所得税の確定申告の時期が始まりました ～



所得税の確定申告は2月17日から3月17日ですが、還付申告(税金の払い戻し請求)については、1月1日から受け付けられます。

これまで、税理士・弁護士・設計士などの個人は仕事先の会社から代金を受領する際に税金を源泉徴収して源泉徴収後の金額が支払われていました。その為、数社の源泉徴収票を添えて確定申告をしていました。こうした人の中で確定申告の結果、還付される人がいます。平成23年度から還付されるのであれば、サラリーマンと同様に1月1日から確定申告書が受け付けられます。

公的年金の受給者で公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金以外の所得が20万円以下の軽微な人については確定申告の必要がなくなりました。

・還付申告

次のような場合は、確定申告(還付申告)をすると源泉徴収された所得税や市県民税および国保税が還付されることがあります。

①マイホームを住宅ローンを組んで取得または増改築した時

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば、最长で10年間にわたり、所得税の税額控除が受けられます。中古住宅の取得については建築年齢の制限や面積要件等がありますので事前調査をしておいて下さい。

バリアフリー・耐震・省エネ工事への加算もあります。



②多額の医療費を支払った時

医療費とは医師・歯科医師・薬局に直接支払った分だけでなく、通院費(交通費)も対象となります。この場合、タクシーはやむをえない場合に限りです。その他は公的交通機関になります。メモ用紙で良いことになっています。

支払医療費は生計一親族ですが、税法上は扶養親族でなくても良く、同居親族生計一親族であれば合算できます。医療費を支払った者が誰かが重要です。

保険や高額医療費など医療費への補填があれば支払い医療費の額から控除して下さい。

③災害や盗難にあった時

1. 災害・盗難・横領によって損失が生じたら所得税の雑損控除が受けられます。
2. 災害等の理由により申告・納付ができない時は、その理由が止んだ日から2ヶ月の範囲でその期限の延期ができます。
3. 災害にあったら、申請により予定納税や源泉徴収の猶予が受けられます。

・更正請求

所得税法には税金の払い戻しを受ける場合、いったん税務署に対して確定申告をしていたがその確定申告を検討すると①誤りに気づき納税額を増やすことを「修正申告」と言います。②医療費の領収書が出てきた為、医療費控除額が増えた結果、還付を受ける税額が増えた為に追加の還付金の申請をすることを「更新請求」と言います。確定申告をした人は、確定申告期限(3月15日)から1年間(平成24年中の申告に対しては平成25年3月15日)まで「更新請求」ができます。

サラリーマンの場合、会社から税金が天引きされ、年度末に「年末調整」を受けて税金が戻っても、年末調整の結果により払い戻されることは「確定申告した。」とは言いませんので7年間に遡って還付が受けられます。